- 1.「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」の制定目的等について
  - ・ 再処理等の事業に必要な資金を積立・管理することを定めた標記法 律が、本年5月13日に制定され、同月20日に公布されました。
  - ・本法律の届出等に関する条文の規定が本年9月1日に施行されることから、同法に基づき、原子炉設置者および再処理事業者等が再処理等の実施計画等について、経済産業大臣に対して、毎年度、届出を行うものです。(「補足説明」参照)

## 2. 当社の主な届出内容について

・届出内容は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための 積立金の積立て及び管理に関する法律」および同法施行規則で定め られたもので、当社は、再処理施設の稼動状況はじめ、再処理等の 実施に関する計画、再処理等に要する費用、さらにはガラス固化体 の発生・貯蔵、再処理に伴い発生する低レベル廃棄物の処理・貯蔵 等に関する事項について、今回届け出ました。

## 3. 届出の主な前提について

・再処理

操業期間:竣工後 40 年目の年度末までの期間、再処理量:約3.2 万トン

・返還ガラス固化体貯蔵

貯蔵期間:30~50年間、貯蔵量:約2,200本(最大貯蔵時)

## 補足説明・・・本法律の制定の背景

平成 15 年 2 月の電気事業分科会報告書「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」では、原子力発電の遂行にあたっては、原子力発電およびバックエンド事業の円滑な推進に加え、投資環境を整備する観点からも、適切な制度・措置の検討を行っていくことが必要とされました。

これを受け、電気事業分科会コスト等検討小委員会および同分科会制度・措置検討小委員会において検討が行われ、平成 16 年 8 月の電気事業分科会中間報告「バックエンド事業に対する制度・措置の在り方について」において、以下のような結論がとりまとめられました。

- ・原子力発電は、バックエンドコストを考慮しても、他の電源と比較して遜色はない。
- ・世代間および需要家間の公平性、バックエンド事業の円滑な推進という観点から経済的措置としては、引当金という形で、電気事業者が受益者負担の原則の下、予め積み立てる仕組みを整備することが必要である。